

第2編 震災特例法に関する改正

福島再開投資等準備金制度の創設

〔創設された制度の概要〕

福島復興特措法第25条に規定する認定事業者であるものが、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間(注)内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併(適格合併を除きます。)の日の前日を含む事業年度を除きます。)において、同法第18条第1項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する費用(以下「施設新設等費用」といいます。)の支出に充てるため、次の(1)又は(2)の金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により福島再開投資等準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入することができることとされました(震災特例法18の8①)。

- (1) 認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された施設新設等費用の支出に充てるために積み立てる資金の総額(以下「投資予定額」といいます。)の2分の1に相当する金額
- (2) 認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係るイの金額からロの金額を控除した金額

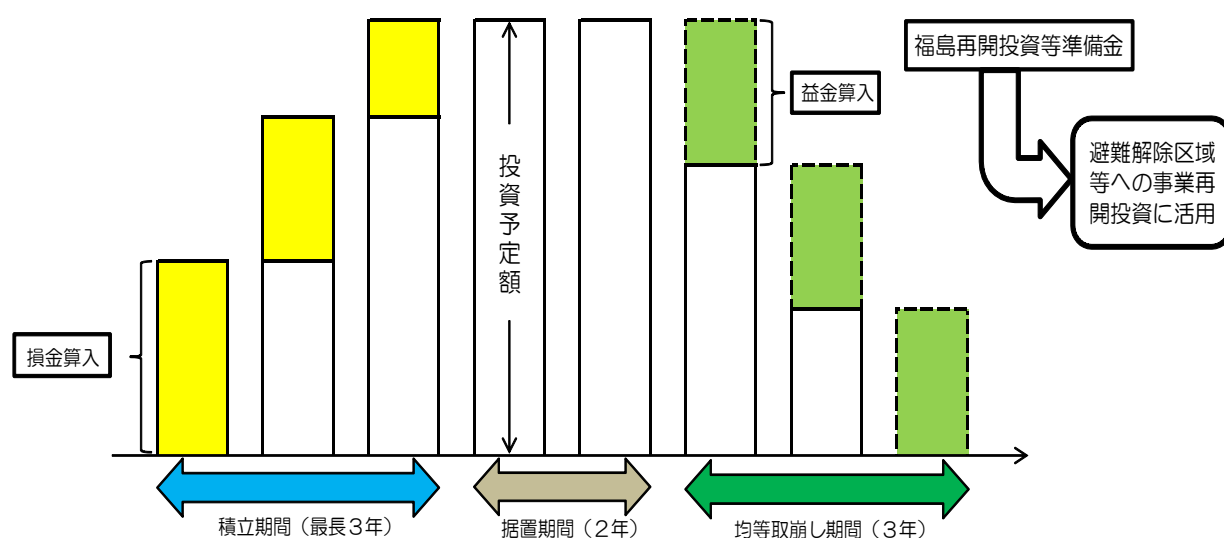
イ 投資予定額

ロ その事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額に相当する金額

この準備金は、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の適用を受ける場合にはその適用を受ける特定機械装置等の償却費として損金の額に算入される金額から普通償却限度額を控除した金額(以下「特別償却実施額」といいます。)の合計額に相当する金額等を取り崩すほか、その積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日を含む事業年度の翌事業年度から3年間でその2年を経過する日を含む事業年度終了の時における準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入することとされました(震災特例法18の8③④)。

(注) 積立期間とは、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業を実施するために必要な資金の調達に要する期間をいいます(震災特例法18の8①、震災特例法規6の7①)。

《イメージ図》



1 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、福島復興特措法第 25 条に規定する認定事業者である法人です（震災特例法 18 の 8 ①、福島復興特措法 25）。

2 適用対象事業年度

本制度の適用対象事業年度は、福島復興特措法第 25 条の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された同法第 18 条第 1 項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を実施するために必要な資金の調達に要する一定の期間内の日を含む事業年度です（震災特例法 18 の 8 ①）。

3 積立限度額

本制度による積立限度額は、次の算式により計算した金額です（震災特例法 18 の 8 ①）。

(算 式)

$$\text{積立限度額} = \left(\begin{array}{l} \text{次のうちいずれか少ない金額} \\ \cdot \text{投資予定額} \times \frac{1}{2} \\ \cdot \text{投資予定額} - \text{前事業年度から繰り越された福島再開投資等} \\ \quad \text{準備金の金額に相当する金額} \end{array} \right)$$

4 準備金の益金算入

(1) 累積超過による取崩し

法人の事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された福島再開投資等準備金の金額が投資予定額を超えるときは、その超える金額とその福島再開投資等準備金の金額（その日までに下記(4)により益金の額に算入された金額等がある場合には、それらの金額を控除した金額）とのうちいずれか少ない金額に相当する金額を取り崩して益金の額に算入します（震災特例法 18 の 8 ②）。

(2) 特別償却実施額の取崩し

法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度（震災特例法 17 の 2 の 2）の適用を受ける場合には、その適用を受ける特定機械装置等の特別償却実施額の合計額に相当する金額を取り崩して益金の額に算入します（震災特例法 18 の 8 ③）。

(3) 3 年均等取崩し

法人の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間の末日の翌日以後 2 年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された福島再開投資等準備金の金額がある場合には、その 2 年を経過する日を含む事業年度終了の日における福島再開投資等準備金の金額を 3 年で均等額を取り崩して益金の額に算入します（震災特例法 18 の 8 ④）。

(4) その他の取崩し

福島再開投資等準備金を積み立てている法人が次に掲げる取崩しの事由等に該当することとなった場合には、その該当することとなった日（合併の場合にあってはその前日）を含む事業年度において、それぞれ次に掲げる金額を取り崩して益金の額に算入します（震災特例法 18 の 8 ⑤）。

取崩しの事由等	取り崩して益金の額に算入する金額
イ 福島復興特措法第20条第6項の規定により認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を取り消された場合（震災特例法18の8⑤一）	その取り消された日における福島再開投資等準備金の金額
ロ 法人が被合併法人となる合併が行われた場合（震災特例法18の8⑤二）	その合併の直前における福島再開投資等準備金の金額
ハ 法人が解散した場合（合併により解散した場合は除きます。）（震災特例法18の8⑤三）	その解散の日における福島再開投資等準備金の金額
ニ 上記(1)から(3)まで及びイからハまでの場合以外の場合において福島再開投資等準備金の金額を取り崩した場合（震災特例法18の8⑤四）	その取り崩した日における福島再開投資等準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 企業立地促進区域に係る設備投資減税の適用期間の特例

福島再開投資等準備金を積み立てている法人の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日が、その認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の実施区域に係る企業立地促進計画の提出があった日又は避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後5年を経過する日後である場合には、その法人に係る企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限の末日は、その積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日とされました。ただし、その5年を経過する日の翌日以後に取得等をした特定機械装置等については、一定の規模以上のもの(注)に限り、適用できることとされました（震災特例法18の8⑩）。

(注) 一定の規模以上のものとは、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物で、一の設備を構成するものの取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置で、一の設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるものをいいます（震災特例法令18の7②）。

申告に当たっての注意点

- イ 青色申告法人以外の法人であっても、この制度の適用を受けることができます。
- ロ 福島再開投資等準備金は、損金経理により積み立てる方法に代えて、事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法によることも認められます（震災特例法18の8①）。
- ハ 本制度の適用を受けるためには確定申告書等に福島再開投資等準備金の積立額の損金算入に関する申告の記載をしてその積立額の計算に関する明細書を添付する必要があります（震災特例法18の8⑦）。
- ニ 福島再開投資等準備金を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合には、その適格合併直前における福島再開投資等準備金の金額は、その合併法人に引き継がれます（震災特例法18の8⑧）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（震災特例法26の8）。

〔施行時期〕

改正福島復興特措法の施行の日（平成27年5月7日）から施行されます（改正法附則1十七、改正福島復興特措法附則1）。